

議案第10号

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務に係る財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

令和5年6月1日

高根沢町長 加藤公博

財産処分の額の算定方法について

栃木県市町村総合事務組合負担金等条例第10条第1項の規定に基づき、組織市町村等が退職支給事務を共同処理しないこととなった場合に還付又は追徴する額（清算金）の算出方法は次のとおりです。

還付又は追徴する額 = ① - (② + ③) ※マイナスの場合は追徴

- | |
|--|
| <p>① 共同処理開始日（平成16年4月1日）から脱退した日までに納付した負担金等（一般負担金＋特別負担金＋納付金）の総額</p> <p>② 栃木県市町村総合事務組合議会が議決した事務費に相当する額
… 一般負担金の計算の基礎となった給料月額総額に $\frac{0.85}{1000}$ を乗じて得た額に相当する額（令和5年3月24日可決）</p> <p>③ 共同処理開始日から脱退した日までに支給した退職手当の総額</p> |
|--|

※ 栃木県市町村総合事務組合からは、上記算定方法に基づき、佐野地区衛生施設組合に対して約6,000万円の還付となる見込みであるとの通知がなされています。

【参考】

栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（抜粋）

（負担金の還付又は追徴）

第10条 組織市町村等が退職手当支給事務を共同処理しないこととなった場合においては、すでに当該組織市町村等が納付した一般負担金、特別負担金及び納付金（以下「負担金等」という。）の総額と、その都度組合議会が議決で定める事務費に相当する金額及び当該組織市町村等の職員に支給した退職手当の総額の合計額とを比較して、当該負担金等の総額が多い場合にはその差額を還付し、少ないときはその差額を追徴するものとする。

2 （略）

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う
財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務に係る財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成18年組合条例第21号）第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額に $\frac{0.85}{1000}$ を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。